

1. 人権条約規定の直接適用可能性

憲法および国際法の教科書で「直接適用可能性」「自動（自力）執行性」の語の意味を確認した上で、人権条約規定が直接適用可能性を有するかどうか、有するとすればその条件はどのようなものか、考えてくる。

大阪高裁 2008（平成 20）年 11 月 27 日判決 2008WLJPCA11276004

◇外国籍又は二重国籍を有する控訴人らが、被控訴人市によって在日外国人向けの多文化共生・国際理解教育事業を廃止・縮小されたため、マイノリティとしての教育を受ける権利を侵害され、精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の支払を求めたところ、原審で請求を棄却されたことから、控訴した事案において、マイノリティの教育権に具体的権利性は認められないから、本件事業を廃止・縮小した行為が、控訴人らの権利・利益を侵害し、あるいは、債務不履行に当たるとはいえず、また、同行為に裁量権の濫用、逸脱もなかったから本件行為に違法はなかったなどとして、控訴を棄却した事例

【判決】

（ア） 自由権規約二七条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」と規定するところ、控訴人らは、この規定に基づき「マイノリティ教育権」は保障され、かつ、自由権規約は日本において裁判規範性を有する旨主張する。

確かに、自由権規約は、条文の文言自体、その主語を締約国ではなく個人としており、個人に対して権利を付与する形式で定められていること、憲法九八条二項が「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めていること、昭和五五年一〇月二四日に日本国政府が自由権規約委員会に提出した第一回政府報告書及びその翌年の自由権規約委員会第一二会期での審査の際の政府代表の回答において、規約の国内法律に対する優位を認めるとともに、規約の自力執行性をも認める回答をしていることなどの事情が認められる。

しかし、国際連合の人権委員会が、自由権規約について「各締約国が、その選択により、(1)裁判所または行政機関において直接援用、適用しうる自力執行力を有するものとするか、または、(2)あらためて国内法を制定しなければ裁判所または行政機関において直接援用、適用できないものとするかを決定することが可能である。」としており、また、憲法九八条二項は上記のとおり定めるものの条約の直接適用、自力執行について定めていないことなどからすると、自由権規約は自力執行力を有するものではないと解するのが相当である。また、自由権規約二七条に定める上記のとおり「権利を否定されない」という文言からするならば、締約国に対し、本条の定める権利を侵害しない義務

を課したものと解され、それ以上に、国家による積極的な保護措置を講ずべき義務まで認められたものでは解しがたい。

福岡高裁 2007（平成 19）年 9 月 7 日判決 2007WLJPCA09078026

◇公職選挙法違反事件。戸別訪問禁止（公職選挙法 138 条 1 項）・文書頒布禁止（同 142 条 1 項、2 項及び 146 条 1 項）は自由権規約 19 条・25 条に違反するとの主張。

【判決】

自由権規約は、昭和 54 年 6 月、国会の承認を経て批准されて同年 8 月 4 日に公布され、同年 9 月 21 日に発効したものであるところ、憲法が、日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする規定し（98 条 2 項）、また、自由権規約が条約として国会の承認を含む公布手続を経ていることから、他に特別の立法措置等をまたず、公布によって当然に国内法としての効力を有するとともに、憲法解釈上、条約は法律に優位し、その効力は法律に対して優越すると解される。また、自由権規約は、同規約 2 条において、各締約国は、この規約において認められる権利を尊重し及び確保すること、右の権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとること、右の権利及び自由を侵害された者が効果的な救済措置を受けることを確保することを約束していること等からも、規定の趣旨が締約国内で適用されることを予定していることが明らかで、また、規約は、市民が等しく享有する固有の権利及び自由を具体的に規定したもので、憲法の自由権規定と同様、規定内容が、国内法として適用できるだけの具体性を有していて、司法的にも適用実現の可能な形式であることから、各締約国はこの規約を即時に実施する義務を負うものであると解される。

したがって、自由権規約は自動執行力を有し、裁判所においてこれを解釈適用できるものと解される。

2. 人権条約機関の見解等の法的効果

以下の裁判例を読み、人権条約機関の見解がどのような法的効果を有するか、考えてくる。

大阪高裁 2015（平成 27）年 6 月 19 日判決

◇公務災害により死亡した地方公務員の夫である被控訴人が、処分行政庁に対してした遺族補償年金等の支給請求について、配偶者のうち夫(男性)についてのみ年齢要件を定めた地公災法 32 条 1 項等は、憲法 14 条 1 項に違反するものではなく、処分行政庁が被

控訴人に対してした本件各不支給決定に違法はないとして、原判決を取り消した事例

【判決】

ア 被控訴人は、地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは自由権規約26条及び社会権規約3条に違反する旨主張する。

[……]

そして、自由権規約及び社会権規約の各規定を解釈するに当たっては、福祉国家の理念に基づき社会権規約9条が定められていることと調和するように解釈すべきこと、福祉国家の理念に基づき締約国が社会的立法により社会保障制度を設けるに当たっては、厳格な形式的平等を図るのではなく、福祉国家の理念に合致した実質的平等を図る必要がある、そのために立法府に広い裁量が認められるべきであることからすれば、自由権規約26条及び社会権規約3条は、憲法25条の趣旨を実現するための立法措置が設けている法的取扱いの区別についての憲法14条1項に係る違憲審査基準につき前記3で判示したところを否定する趣旨であるということとはできない。

そうすると、前記4(5)のとおり、本件区別は、合理性を欠くとはいえず、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということとはできないのであるから、地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、自由権規約26条及び社会権規約3条に違反しないというべきである。

イ これに対し、被控訴人は、上記アの主張の根拠として、「自由権規約については、規約上の権利が侵害されたと訴える個人が実施機関（人権委員会）に通報する個人通報制度を定めた選択議定書が発効しており、人権委員会において個人からの通報を受理して審議し、それに関する「見解」を表明し、締約国に必要な措置を講じるよう求めるなどしている。人権委員会が採択した「一般的意見」は、差別であるか否かの判断基準について、「基準が合理的であり、かつ客観的である場合であって、かつまた、本規約の下での合法的な目的を達成するという目的で行われた場合には、処遇の差異は必ずしも全て“差別”を構成するわけではない」としているところ、人権委員会のこの「一般的意見」における合理性の基準は、従来わが国において広範な立法裁量が認められてきた分野についても厳格に解釈されており、それは、自由権規約26条が争われた個人通報事例における人権委員会の「見解」に現れている。人権委員会における合理性の基準は、極めて厳格であり、差別が社会保障分野に関する事項であることや、差別の解消にあたり財政的影響があること、男性が生計の担い手である場合が多いといった社会の実情については、合理性を認める理由にならないとして、立法裁量を明確に否定している。」との点を挙げる。

しかしながら、人権委員会が表明した「一般的意見」や「見解」は法的拘束力を有しないものであるから（なお、選択議定書については、わが国はその批准も行っていない。）、被控訴人が挙げる「一般的意見」や「見解」は、上記アの判断を左右するものではない。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

広島高等裁判所 1999（平成 11）年 4 月 28 日判決 1999WLJPCA04280015

◇公職選挙法違反事件。戸別訪問禁止（公職選挙法 138 条 1 項）・文書頒布禁止（同 142 条 1 項、2 項及び 146 条 1 項）は自由権規約 19 条・25 条に違反するとの主張。

【判決】

なお、所論は、B 規約の解釈に当たっては、同規約の発行後に効力が発生した条約法に関するウィーン条約 31 条の条約解釈に関する一般的な規則の趣旨に従うことを主張するところ、同条の解釈規則が、一般に成文法の解釈上も尊重されている理論的な基礎を有するものと考えるので、当裁判所もこれを採用し、同条約 32 条の趣旨を尊重し、B 規約 28 条によって設置された規約人権委員会が同規約 40 条 4 項に基づき採択した一般的意見等も同条約 31 条の規定の適用によって得られた意味を確認するために補足的手段となるものといえる。

[……]

また、B 規約 19 条 3 項は制限事由を列挙し、そのうちの「公の秩序の保護」は直接的に我が憲法上の公共の福祉に相当するものではないが、同項に列挙された制限事由は、表現の自由の権利行使による他人の人権侵害の防止、公衆の健康保護までを含む国家、公共の利益の侵害の防止を目的とし、人権の行使と他の利益との調整を図っているもので、この点では、我が国の憲法上、人権相互間の矛盾、衝突を調整し、実質的公平を図る原理である公共の福祉と共通するものがあると解される。そして、文言上は、同規約 19 条 3 項による制約は、我が国の憲法上の公共の福祉による制約より広いとみる余地もある。

以上のとおりであるので、公職選挙法 138 条 1 項、142 条 1 項、2 項、146 条 1 項は、憲法 21 条、15 条 1 項に違反しないのと同様の理由で、B 規約 25 条、19 条等にも違反するとはいえず、所論は採用することができない。

最高裁判所大法廷 2013（平成 25）年 9 月 4 日決定

◇民法 900 条 4 号但書（当時）違憲決定

【決定】

3 本件規定の憲法 14 条 1 項適合性について

[……]

(2) [……]

ウ 我が国は、昭和54年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（昭和54年条約第7号）を、平成6年に「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）をそれぞれ批准した。これらの条約には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。また、国際連合の関連組織として、前者の条約に基づき自由権規約委員会が、後者の条約に基づき児童の権利委員会が設置されており、これらの委員会は、上記各条約の履行状況等につき、締約国に対し、意見の表明、勧告等を行うことができるものとされている。

我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。

[……]

(4) 本件規定の合理性に関連する以上のような種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、本件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたものというべきである。

国際司法裁判所ディアロ事件（ギニア対コンゴ民主共和国）2010年11月30日判決
（正文仏語）

64. Article 13 of the Covenant reads as follows:

“An alien lawfully in the territory of a State Party to the present Covenant may be expelled therefrom only in pursuance of a decision reached in accordance with law and shall, except where compelling reasons of national security otherwise require, be allowed to submit the reasons against his expulsion and to have his case reviewed by, and be represented for the purpose before, the competent authority or a person or persons especially designated by the competent authority.”

[...]

65. It follows from the terms of the [...] provisions cited above that the expulsion of an alien lawfully in the territory of a State which is a party to these instruments can only be compatible with the international obligations of that State if it is decided in accordance with “the law”, in other words the domestic law applicable in that respect. Compliance with international law is to some extent dependent here on compliance with internal law. However, it is clear that while “accordance with law” as thus defined is a necessary condition for compliance with the above-mentioned provisions, it is not the sufficient condition. First, the applicable domestic law must itself be compatible with the other requirements of the Covenant and the African Charter; second, an expulsion must not be arbitrary in nature, since protection against arbitrary treatment lies at the heart of the rights guaranteed by the international norms protecting human rights, in particular those set out in the two treaties applicable in this case.

66. The interpretation above is fully corroborated by the jurisprudence of the Human Rights Committee established by the Covenant to ensure compliance with that instrument by the States parties (see for example, in this respect, *Maroufidou v. Sweden*, No. 58/1979, para. 9.3; *Human Rights Committee, General Comment No. 15: The position of aliens under the Covenant*).

Since it was created, the Human Rights Committee has built up a considerable body of interpretative case law, in particular through its findings in response to the individual communications which may be submitted to it in respect of States parties to the first Optional Protocol, and in the form of its “General Comments”.

Although the Court is in no way obliged, in the exercise of its judicial functions, to model its own interpretation of the Covenant on that of the Committee, it believes that it should ascribe great weight to the interpretation adopted by this independent body that was established specifically to supervise the application of that treaty. The point here is to achieve the necessary clarity and the essential consistency of international law, as well as legal security, to which both the individuals with guaranteed rights and the States obliged to comply with treaty obligations are entitled.

以上